

仕 様 書

1 業務名

令和7年度 経商中委第14号 中央卸売市場卸売業者財務検査業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、静岡市中央卸売市場業務条例に基づき、市場業務の適正かつ健全な運営確保の観点により、本市場の卸売業者を対象として実施する「財務検査」のうち、財務内容の把握、関係帳簿の検査、対象事業者への経営に関する改善指導等について、専門的な見地から補完することを目的とした業務である。

3 対象卸売業者

市場の卸売業者のうち、委託者が指定する卸売業者1者。

4 契約期間

契約締結日から令和7年12月19日まで

5 業務内容

（1）財務検査及び財務諸表分析

対象卸売業者より提出された財務諸表により経営分析を含む財務分析を行う。

（2）検査事項

別紙「財務検査事項」の記載内容を参考に次の事項について実施するものとする。ただし、受託者の判断において必要と認める事項が生じた場合は検査項目とすることができるものとする。

ア 貸借対照表、損益計算書、残高試算表に関する事項

イ 勘定科目に関する事項（引当金等の処理）

ウ 資産評価に関する事項（固定資産、有価証券等の処理）

エ 資産運営の適正化（未払費用、借入状況、貸付状況等の処理）

オ 税金の適正申告、計上

カ その他本業務を行うにあたり付随する必要な事項

（3）実地検査

（1）で行った財務諸表分析の結果をふまえて実地検査及び対象事業者に対してヒアリングを行う。

（4）検査日程

契約期間の範囲において、次に掲げる検査日程を委託者との協議により決定する。

- ア 財務検査及び財務分析 1日以内
- イ 実地検査 3日以内
- ウ 書類作成 1日
- エ 結果報告及び結果説明 0.5日

(5) 作業場所

実地検査及び結果説明にあつては、対象卸売業者事務所とし、財務検査等及び書類作成にあつては、受託者又は開設者事務所とする。

(6) 検査結果の取扱い

ア 検査結果報告書の作成及び提出

検査書類の内容確認と実地検査の結果、確認された法令等に違反する事項又は業務の運営上是正若しくは改善の必要があると認められる事項（以下「報告事項」という。）について、次に掲げる事項別に整理して、検査結果報告書（別記様式）を作成し、委託者へ1部提出すること。

- a 貸借対照表に関する事項
- b 損益計算書に関する事項

イ 証拠書類の添付及び意見の記載

検査結果報告書の報告事項には、報告事項とした理由の記載をし、証拠書類を添付すること。また、必要に応じて指摘事項に対する意見を記載すること。

6 受託者（検査員）の責務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたり本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、高度の技術を発揮するよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、常に検査員としての中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た内容を他に漏らしてはならない。

7 手直し

受託者は、本業務完了後において受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他必要な措置を行わなければならない。

8 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ処理するものとする。

別記様式

静岡市長 氏 名 様

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right]$
氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあっては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

検査結果報告書

令和7年 月 日付けで契約しました令和7年度経商中委第14号中央卸売市場卸売業者
財務検査業務に基づく検査を実施しましたので、結果について次のとおり報告します。

- 1 検査対象卸売業者
- 2 検査年月日 令和7年 月 日 から令和7年 月 日 まで
- 3 検査の範囲
- 4 検査員等
- 5 検査結果 別添のとおり

(別添)

検 査 結 果

(市場名) 静岡市中央卸売市場

(会社名)

検査事項	検査の結果の概要	備考
II 財務に関する事項		
1 貸借対照表に関する事項		
2 損益計算書に関する事項		

(注)

- 1 検査によって確認した「報告事項」を検査事項別に整理して記載すること。
- 2 「報告事項」とした理由を記載し、証拠書類を添付すること。